

国の三位一体改革 県の財政再建 介護保険事業

国の三位一体改革や財政再建策などについては、新聞やテレビなどで頻繁に報道されているところです。しかし、その内容となりますと、何兆円とか何百億円規模で制度改正をするという内容であり、住民の皆様にとって、本町の行政においては、具体的にどう影響がでるのかということが分かりにくいものとなっております。そこで、平成 177 が議会の審議を経て成立しましたが、福祉関係予算にかかわる、国県の補助金等の見直しの影響や、介護保険にかかわる町の負担額の状況について、ご説明申し上げます。

今回の三位一体改革などにより、平成 16 年度から平成 19 年度までに、国県の補助金等が廃止または削減される予定のものは、総額約 1 億 1,653 万円となっています。(平成 15 年度実績に基づく額)なお、補助金等の廃止に代わるものとして、交付金化、一般財源化、税源移譲という措置で、国から町へお金が交付される予定であります。その額は補助金等で交付されていた額に比べて少なく、どの程度交付されるかは未定であります。ちなみに、その内訳としては

○交付金となるもの

4 事業で約 1,136 万円

○一般財源となるもの

4 事業で約 7,659 万円

○税源移譲となるもの

6 事業で約 1,774 万円

○県補助金の廃止・削減

6 事業で約 1,084 万円 となっています。

一方、介護保険事業については、その財源は、保険料で半分、国・県・町で半分を負担しています。毎年介護に要する費用が大幅に伸びており、別表のとおり、町の負担額がますます増えている状況にあります。

このように福祉関係の財源等について大変厳しい状況となっております。本町としては、住民にとって身近な行政を目指し、合併せずに地方分権における自立を図り、少子高齢社会や国県の財政再建策等を踏まえながら、真に必要な福祉サービスを提供に努めてまいります。従いまして、国県の補助金等が廃止削減となった事業においても、必要性の高いものについては、事業の継続性を図って参りたいと考えています。今後福祉制度改正を踏まえた町の方針等について、住民の皆様にご報告等でご周知させていただきますので、よろしくご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

介護保険特別会計の一般会計繰入金額（町が介護保険事業に負担する額）

年度	繰入金額	対前年度増加額
平成 12 年度	66,298,000 円	-
平成 13 年度	74,478,515 円	8,180,515 円
平成 14 年度	82,215,871 円	7,737,356 円
平成 15 年度	90,636,000 円	8,420,129 円
平成 16 年度予算	106,159,000 円	15,523,000 円
平成 17 年度予算	113,682,000 円	7,523,000 円

三位一体改革等の影響を受ける主要な事業

事業名	平成 15 年度補助金等の額	変更内容（ ）内は年度
老人ホーム入所事業	7,625,851 円	税源移譲(17)
デイサービス事業	5,384,240 円	一般財源化(16)
緊急通報システム設置	2,119,650 円	税源移譲(17)
休日夜間救急医療事業運営費	897,000 円	税源移譲(17)
障害者(児)支援関係 2 件	1,450,000 円	補助率縮小・廃止(19)
母子家庭等医療費支給	9,687,888 円	補助率 80%から 50%に縮小(19)
婦人健康診査補助	1,467,000 円	18 年度廃止の方向で検討中
母子保健・育児支援関係 2 件	554,532 円	税源移譲・廃止(17)
第 3 子以降保育料金免除事業	4,109,000 円	18 年度減免も含めて検討中
公立保育所料免除事業	71,098,000 円	一般財源化(16)
延長保育促進事業関係 4 件	16,057,000 円	税源移譲(17)
保育所地域活動事業	2,047,000 円	交付金(17)

【問合せ先 町保健福祉課 TEL49-8003】